

# 建設

1. かごしま水族館	265
2. 公有水面埋立事業	266
3. 公園事業	267
4. 緑化事業	269
5. 動物園	271
6. 都市計画概況	272
7. 港湾	274
8. 都市景観	276
9. 住居表示	277
10. 開発許可事務	277
11. 市街地再開発	278
12. 本市施行の土地区画整理事業	281
13. 清算	289
14. 連続立体交差事業	289
15. 建築確認事務	290
16. 住宅	291
17. 建築物の維持保全	293
18. 建築物の環境対策	294
19. 土木	295
20. 道路	301
21. 調査	301

10

►オーストラリアから仲間入りした3頭のコアラ



ブンダ



ブラシディ



フラップ

# 建設

公園及び都市の緑化については、市民に親しまれる公園緑地の充実を図るとともに、市電軌道敷や街路の緑化、市民との協働による花いっぱい運動等により、花と緑が彩るまちづくりに取り組んでいる。

都市計画については、コンパクトな都市構造の実現に向け、立地適正化計画の策定などきめ細かな土地利用の推進を図るほか、市街地再開発の促進や、土地区画整理事業及び谷山地区連続立体交差事業等の推進により、機能性の高い都市空間の形成に取り組んでいる。

住宅及び建築については、少子高齢化の進行等に伴う市民の多様なニーズに対応した住環境の形成を図るほか、ストックマネジメント事業等による施設の長寿命化や、公共建築物における省エネルギー化を通じた環境対策に取り組んでいる。

道路、河川等については、幹線道路網の整備や交通需要に即した道路等の整備、橋りょう等の長寿命化のほか、河川改修の促進や公共下水道（雨水路）の整備等に取り組んでいる。

## 1 かごしま水族館（愛称「いおワールド」）

「黒潮浪漫海道」をメインテーマに、黒潮のたどる南西諸島の海から鹿児島の海までの魚たちを、多彩な水槽で紹介することによって、水族に関する知識を広め、自然環境への意識の高揚を図っている。また、市民の健全な余暇の活用に供するとともに、本市の観光の振興にも資する施設である。

平成23年9月には、入館者数が1,000万人を突破した。

所在地 本港新町3番地1

開館 平成9年5月30日

開館時間 午前9時30分～午後6時（入館は午後5時まで）

休館日 12月の第1月曜日から連続する4日間

入館料 大人 1,500円（1,200円）

小人（小・中学生） 750円（600円）

幼児（4歳以上） 350円（280円）（）内は20人以上の団体料金  
年間パスポート

大人 3,000円（2,700円）

小人（小・中学生） 1,500円（1,350円）

幼児（4歳以上） 700円（630円）（）内はファミリー購入料金

平川動物公園・かごしま水族館共通チケット

大人 1,600円

小人（小・中学生） 770円

構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上5階一部地下2階建

敷地面積 14,043.96m<sup>2</sup>  
延床面積 13,162.83m<sup>2</sup>  
展示水族 約500種30,000点  
施設概要 本館

- ・ 1 階 エントランスホール、ピラルクー水槽、マングローブの生き物たち、ワクワクはっけんひろば、タッチプール体験コーナー、アミューズメントショップ、管理事務室等
- ・ 2 階 黒潮大水槽、水中トンネル、南西諸島の海、アクアラボ、レストラン等
- ・ 3 階 いおっこひろば、海を渡ってきたオオウナギ、特別展示室等
- ・ 4 階 かごしまの海（サツマハオリムシ、錦江湾の魚等）
- ・ 中5階 展望ホール（タイヘイヨウアカボウモドキ骨格標本展示コーナー）

#### イルカ館

- ・ 地下2階 イルカプール（水中観察コーナー）
- ・ 地下1階 イルカプール及び観覧スタンド
- ・ 1 階 アザラシ水槽、イルカプール観覧スタンド

#### 屋外（無料ゾーン）

- ・ イルカ水路

入館者状況（平成26年度） 615,930人

内 訳 大人 342,162人 小人 93,628人  
幼児 51,939人 無料 128,201人

## 2 公有水面埋立事業

### (1) 与次郎ヶ浜

#### ① 概 要

この事業は、昭和41～47年度に中部地区宅地造成事業の関連事業として、鹿児島開発事業団に工事を委託し、埋立てに要する土砂を中部地区から大規模な水搬送工法によって施工したものである。

#### ② 事業費等

事業費総額 114億3千万円

埋立面積 1,089,096m<sup>2</sup> (329,451坪)

工 期 昭和41年8月～47年8月（附帯工事を昭和49年3月まで継続）

### (2) 祀園之洲

#### ① 概 要

この事業は、開発事業団が施工した与次郎ヶ浜埋立工事（昭和41年8月～47年8月）で採用した水搬送工法によって、埋立地の北方約2.5kmに位置する丘陵地（せ

ばる団地）の土砂を稻荷川の水を利用してパイプ搬送により埋立てたものである。

## ② 事業費等

目 的……上町地区の振興を図るため  
 埋 立 面 積……84,234m<sup>2</sup>（約25,000坪）  
 土 量……70万m<sup>3</sup>  
 護 岸 延 長……1,432m  
 工 期……昭和48年3月～52年3月  
 建 設 業 者……13業者  
 分 讓……昭和52年度開始  
 事業費総額……22億4千万円

## 3 公 園

### (1) 公園緑地整備と現況

本市の都市公園は636か所、総面積462.19haで、市民一人当たりに換算すると7.62m<sup>2</sup>となっている。

公園緑地は、市民に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場、さらには災害避難地としての機能を担うなど、重要な役割を果たすことから、全市的に調和のとれた配置と拡充に努めている。また、多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、既設公園の再整備を行うとともに、市民との協働による公園づくりに取り組むこととしている。

主なものとして、これまでにかごしま健康の森公園や鹿児島ふれあいスポーツランドをはじめ、郊外にあってハイキング等を楽しめる自然志向型公園の錦江湾公園、豊かな緑を生かし、「ふるさと考古歴史館」を内包した慈眼寺公園、市街地中心部では「緑と水と光」をテーマに明るく開放的なイメージを基調とした中央公園、「市民や観光客のふれあい交流の場」としての共研公園、「にぎわいと多様な交流空間の場」としての天文館公園、「市民、病院来訪者などが気楽に散策できる緑地」としての上荒田の杜公園、都市近郊の豊かな緑や自然的・歴史的特性を生かした多賀山公園、さらに、小野・伊敷地区には硬式野球のできる広場を備えた小野公園、吉野地区には寺山ふれあい公園、桜島地区には古里公園を整備している。

### (2) かごしま健康の森公園

市制100周年の記念事業の一つで、市民の健康づくりの拠点として犬追町の丘陵地に設置され、スポーツやレクリエーション、遠足・園外保育等、また、地域の交流の場として、開設以来多くの市民の方々に広く利用されている。

開設年月日 平成4年4月1日

位 置 犬追町825

面 積 336,600m<sup>2</sup>

利 用 時 間 午前8時30分～午後9時

（ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時まで）

休業日 12月30日～1月2日  
(ただし、プールは火曜日（休日のときは翌平日）も休み)

駐車場 約1,200台

主要施設 記念広場（噴水・カナール・カスケード）  
多目的広場・ファミリー広場（芝生広場、パターゴルフコース）  
わんぱく広場  
桜広場（展望台）  
運動広場（サッカー、ラグビー）  
テニスコート（砂入人工芝7面）  
プール（温水プール、温泉プール、ウォータースライダー）  
体育館（バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール）  
相撲場（1面）  
自然観察園、こもれびの散歩道、四季の花園  
ジョギングコース

### (3) 鹿児島ふれあいスポーツランド

スポーツやレクリエーション活動を通じて、気軽に心身のリフレッシュや健康づくり、交流活動などを楽しめる総合公園として、平成16年に市の施設が、平成26年には県立サッカー・ラグビー場が開設し、多くの市民の方々に広く利用されている。

位置 中山町591-1

利用時間 午前8時30分～午後9時

(ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時。屋内運動場については、午前9時～午後9時)

休業日 12月30日～1月2日

(ただし、プール、トレーニング室は水曜日（休日のときは翌平日）も休み)

#### ○ ふれあいスポーツゾーン（平成16年10月16日開設）

面積 399,600m<sup>2</sup>

駐車場 約900台

主要施設 屋内プール（25mプール、ウォータースライダー、歩行浴、温泉保養コーナーなど）、屋内運動場（グラウンドゴルフ、テニス、フットサルなどのできる屋内運動場）、トレーニング室（各種トレーニングマシーンを備えたトレーニングスタジオ）、EXスタジオ（ダンスやエアロビクスなどができるフローリングスタジオ）、運動広場（芝生広場、クレイ広場）、ふれあい広場・花の広場（交流や休息ができる芝生広場、四季の花木などを楽しめる広場）、林間スポーツ広場（グラウンド・ゴルフが楽しめる広場）、ピクニックの丘（ピクニックや散策、休息が楽しめる広場）、渓流の散歩道・親水広場（自然の魅力を楽しむ散歩道、水に触れ合える池のある広場）

○ 鹿児島県立サッカー・ラグビー場（平成26年2月1日開設）

面 積 105,000m<sup>2</sup>

駐 車 場 約500台

主要施設 メイングラウンド（天然芝1面）、サブグラウンド（天然芝1面・人工芝1面）、多目的広場（練習用フィールド）、クラブハウス（受付・事務所・審判室・交流スペース・シャワー更衣室・保健室）

(4) 都市公園の現況

(平成27.4.1現在)

公園種別	開設公園						
	都市計画公園		都市計画外公園		計		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
街区公園	122	28.99	445	63.17	567	92.16	
近隣公園	15	25.49	21	35.05	36	60.54	
地区公園	4	19.61	3	14.13	7	33.74	
総合公園	4	130.22			4	130.22	
運動公園	1	43.15			1	43.15	
風致公園	2	37.10	1	1.00	3	38.10	
特殊公園	動物公園	1	29.34		1	29.34	
	墓園	2	10.90		2	10.90	
	歴史公園			2	1.84	2	1.84
緑道	1	14.80	2	0.90	3	15.70	
都市緑地	1	0.80	7	4.26	8	5.06	
緩衝緑地			2	1.44	2	1.44	
合計	153	340.40	483	121.79	636	462.19	
1人当たり面積	$4,621,900\text{m}^2 \div 606,246\text{人} = 7.62\text{m}^2$						

※人口は平成27年3月1日現在の推計人口

## 4 緑化事業

### (1) 都市緑化

緑につつまれた潤い豊かな空間を創出し、四季の表情豊かな花と緑の街づくりを推進する。

#### ① 公園の緑化

緑の拠点として緑化を進めるとともに、多様な公園の整備にあわせ、それぞれの特徴を生かした緑の質の向上を図る。

#### ② 街路の緑化

幹線道路等を中心に、地域の特徴を生かした個性ある植栽を行うとともに、樹木の自然な生長を生かしながら、緑豊かで花に満ちたネットワークの形成とその充実を図る。

### 街路樹の状況

(平成27.4.1現在)

管 理 者 别	市 道
本 数	835,847

## 街路樹の樹種別本数（高木） (平成27. 4. 1 現在)

樹種	クスノキ	クロガネモチ	サクラ	ヤマモモ	タイワンフウ	その他	計
本数	5,497	2,955	1,770	724	669	9,003	20,618
割合 (%)	26.7	14.3	8.6	3.5	3.2	43.7	100
(低木)							
樹種	ヒラドツヅジ	カンツバキ	サツキ	ヒノデキリシマ	シャリンバイ	その他	計
本数	382,325	96,758	87,741	57,725	47,781	142,899	815,229
割合 (%)	46.9	11.9	10.8	7.1	5.8	17.5	100

**③ 市電軌道敷の緑化**

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図るため、芝生による市電軌道敷の緑化の改良・維持管理を行い、潤いと安らぎのある都市空間を創出する。

**(2) 花と緑のまちづくり****① 花壇等の維持管理**

四季を通じて花に囲まれた街づくりを推進するため、花壇の維持管理を行う。

**② 花いっぱい運動の推進**

生活環境の整備、美化のため、町内会、通り会、その他の市民団体が行う活動に対し、花苗の配布や技術指導等を行う。

**③ 公共施設の屋上・壁面緑化**

整備実績（直近5か年）

- 平成22年度 かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館（屋上）
- 平成23年度 谷山支所（壁面）
- 平成24年度 みなと大通り別館（壁面）
- 平成25年度 みなと大通り別館（壁面）
- 平成26年度 みなと大通り別館（壁面）・市立病院（屋上・壁面）・  
交通局局舎（壁面）・西別館（屋上）

**(3) 緑化の普及啓発****① 街路樹愛護**

「自分たちの緑は自分たちの手で」をモットーに自主的な歩道緑地の管理の普及を図るとともに、住みよい快適環境づくりをめざす。

歩道緑地管理団体（平成27. 4. 1 現在 214団体、奨励金 1団体につき12,000円）

**② グリーンバンク**

撤去等が予定されている樹木等の寄付を受け、これを公園等に植栽し、市民の生活環境の向上と緑化の推進を図る。

### ③ 花と緑のふれあい

- ア 花と緑の相談員の設置 イ ふれあい園芸教室の開催（年2回）  
 ウ 錦江湾公園はなまつりの開催

### ④ 民間施設の屋上・壁面緑化の促進

- 鹿児島市民民間建築物屋上・壁面緑化助成事業（市単独事業 平成18年度から実施）  
 目的 ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、  
 緑の街並みづくりを促進する。  
 内容 市街化区域内の建築物所有者が行う屋上や壁面の緑化に対し助成する。  
 実績 平成26年度 屋上緑化 5件

## 5 動物公園

鴨池動物園開園 大正5年9月23日

市 移 管 昭和3年7月1日

鴨池動物園閉園 昭和47年2月29日

平川動物公園開園 昭和47年10月14日

### (1) 沿革・運営

大正5年民間企業が鴨池に遊園地を設置、その後、昭和3年に市が買収し、交通事業の誘致施設として、敷地拡張、動物購入や娯楽施設の充実に努めた。

その後、動物園経営が交通事業の負担となってきたため、昭和36年度から運動場とともに市教育委員会に移管し、子供の教育に役立つ魅力ある動物園を目標に、施設の整備充実を図った。

昭和43年には、所管を都市計画部に移し、位置、面積等について都市計画の一環として検討していくこととなった。昭和44年度に300万円の動物園移転調査費を計上して調査を行い、昭和45年度に平川町の五位野地区に位置決定し、昭和46年4月5日着工、昭和47年10月14日に平川動物公園（平川町5669番地1）として開園した。

### (2) 平川動物公園

動物公園は、面積約314,000m<sup>2</sup>で、前面に桜島と錦江湾を望み、山林や谷、川のある起伏に富んだ地形で、自然に囲まれた公園としてそれらをできるだけ原形のまま残して建設されていることから、現在でも園内には五位野川のせせらぎなど、美しい自然が色濃く残っている。

昭和59年にオーストラリアのクイーンズランド州から誘致したコアラは平成23年度には7世となる56頭目の赤ちゃんが生まれ、平成26年10月には新たに同じクイーンズランド州から3頭を誘致し、現在、8頭を飼育している。（平成27.3.31現在）

また、平成23年5月に中国から来園したホワイトタイガーには、同年11月と、平成25年5月に赤ちゃんが誕生した。

平成21年度から、新しい展示方法の導入や利用者の利便性の向上を図り、「南国鹿児島らしい」「人にやさしい」「動物にやさしい」魅力ある動物公園にするため、平成27年

度を目途にリニューアルを進めており、「アフリカの草原ゾーン」などをはじめとする動物飼育展示場のほか、足湯やバリアフリー対応トイレなどを整備している。

平成27年4月には、入園者数が2,400万人を超えた。

#### ① 施設

開園時間 午前9時～午後5時（入園 午後4時30分まで）

休園日 12月29日～1月1日

飼育動物 141種 967点（平成27.3.31現在）

（哺乳類83種538点、鳥類44種399点、は虫類14種30点）

動物舎 63棟 14,513.63m<sup>2</sup>

#### ② 平成26年度入園者状況

大人 273,039人、小人 72,538人、無料 171,602人、計 517,179人

#### ③ 入園料

一般（高校生以上） 500円（400円）

小学生・中学生 100円（80円）（ ）内は20名以上の団体料金

#### ④ 年間パスポート

一般（高校生以上） 1,000円

小学生・中学生 200円

#### ⑤ 平川動物公園・かごしま水族館共通チケット

大人 1,600円

小人（小学生・中学生） 770円

## 6 都市計画概況

都市計画の基本は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉に寄与することである。

本市は平成16年11月の合併に伴い、5つの都市計画区域が存在している。

土地利用の適切な誘導と均衡ある発展を図るために、「市街化区域」及び「市街化調整区域」の区域区分並びに用途地域の指定をはじめ、道路・公園・緑地・下水道等の都市施設を都市計画に定め、整備を逐次進めている。

#### (1) 土地利用計画（平成27.4.1現在）

##### ① 都市計画区域

	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計
都市計画区域	29,018ha	650ha	2,905ha	3,171ha	2,740ha	38,484ha

##### ② 市街化区域及び市街化調整区域

	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	決定告示	備考
市街化区域	8,405ha (21.8%)	-	-	-	-	8,405ha (21.8%)	平成26.10.14 (変更決定)	(当初決定) (昭46.2.12)
市街化調整区域	20,613ha (53.6%)	-	-	-	-	20,613ha (53.6%)		

## (3) 用途地域

用途地域	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	割合 (%)	備考
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)		
第一種低層住居専用地域	約3,944	約 44	—	約 29	約 10	約4,027	45.8	・鹿児島 (平成26.10.14 〔当初決定 昭和48.6.18〕)
第二種低層住居専用地域	約 142	—	—	—	—	約 142	1.6	・吉田 (平成21.8.11)
第一種中高層住居専用地域	約 209	約 1.5	—	約 139	約 59	約408.5	4.6	・松元 (平成16.4.1 〔当初決定 平成9.1.31〕)
第二種中高層住居専用地域	約 825	約 9.5	—	約 8.7	—	約843.2	9.5	・郡山 (平成16.9.1 〔当初決定 平成4.9.1〕)
第一種住居地域	約 847	—	—	約 54	約 18	約 919	10.4	
第二種住居地域	約 101	—	—	—	—	約 101	1.1	
準住居地域	約 193	—	—	約 15	約 7.6	約215.6	2.4	
近隣商業地域	約 290	—	—	約 11	約 3.2	約304.2	3.4	
商業地域	約 506	—	—	—	—	約 506	5.7	
準工業地域	約 529	—	—	約 14	約 5.3	約548.3	6.2	
工業地域	約 237	—	—	—	—	約 237	2.7	
工業専用地域	約 582	—	—	—	—	約 582	6.6	
合 計	約8,405	約 55	—	約 270	約 103	約8,833	100.0	

備考) 防火地域123ha、準防火地域763ha、風致地区1,013ha、臨港地区255.8ha、特別用途地区785.3ha  
駐車場整備地区580ha、流通業務地区61ha、高度地区25ha、高度利用地区2.5ha、地区計画(24地区、約497.25ha)

## (2) 都市計画道路整備状況(平成27.3.31現在)

区分	道路種別	国道	県道			市道	合計	進捗率 (%)
			主要地方道	一般地方道	小計			
鹿児島都市計画区域	計画決定	延長(km)	34.670	27.840	23.310	51.150	149.850	235.670
		面積(ha)	82.975	64.815	52.882	117.697	253.751	454.423
	改良済	延長(km)	26.250	23.970	18.880	42.850	131.994	201.094
		面積(ha)	63.980	56.751	49.346	106.097	226.590	396.667
うち市街化区域	計画決定	延長(km)	29.770	26.270	17.960	44.230	144.240	218.240
		面積(ha)	70.029	61.070	44.088	105.158	245.846	421.033
	改良済	延長(km)	23.176	23.410	15.960	39.370	130.374	192.920
		面積(ha)	55.775	55.531	40.888	96.419	224.036	376.230
郡山都市計画区域	計画決定	延長(km)	1.520	3.360	0.000	3.360	1.490	6.370
		面積(ha)	3.040	5.152	0.000	5.152	1.937	10.129
	改良済	延長(km)	0.670	1.645	0.000	1.645	0.800	3.115
		面積(ha)	1.340	2.733	0.000	2.733	1.040	5.113

## 7 港 湾

### (1) 鹿児島港の現状

港湾管理者 鹿児島県

明治40年10月 「重要港湾」（旧法）に指定

大正8年7月11日 「開港」勅令333号。長崎税関鹿児島支署設置

大正11年4月8日 「甲種港湾」に指定

昭和26年1月19日 「重要港湾」（現法）に指定 政令第4号

鹿児島港は鹿児島市の海の玄関口であり、穀物及び飼料を中心とする貿易や県内外の物流の拠点である。

港は南北20kmにわたり、桜島フェリー、種子・屋久航路、沖縄航路等の発着場となっている「本港区」、奄美・沖縄航路等の発着場となっている「新港区」、大隅方面へのフェリーの発着場となっている「鴨池港区」、LPG・金属くず等を取り扱う「中央港区」、臨海工業用地から発生する貨物や背後地域の船舶輸送需要に対応する「谷山一区」・「谷山二区」、ヨット・プレジャーボート・漁船等の基地として利用されている「浜平川港区」からなっている。

鹿児島港は、これまで、重要港湾として国及び港湾管理者である県により港湾機能の高度化、離島航路の集約化、背後地域の振興を図るための都市再開発用地の確保等を主な目的として整備が行われてきた。

しかしながら、国際化・都市化・情報化の進展等、社会経済情勢の変化に伴い、ウォーターフロントの魅力を生かした街づくり、海洋性レクリエーション基地の整備、人・物・情報の行き交う交流拠点の形成などが、新たな課題となってきた。そこで、これらの課題に対応するため、平成5年6月に目標年次を概ね平成17年として港湾計画が改訂された。

現在、国際交流の拠点等として平成11年12月に着工された中央港区の「マリンポートかごしま」や、鹿児島港の湾岸を南北に走る臨港道路等の整備が進められている。

「マリンポートかごしま」については、大型観光船が接岸できる岸壁と緑地空間の整備が進められ、このうち1期1工区については、平成19年9月に供用開始された。また、1期2工区については、平成24年3月に埋立てに関する工事が竣工し、現在、平成26年2月に公表された「1期2工区緑地整備実施計画」に基づき、緑地の整備が進められている。このほか、海洋性レクリエーション需要の増大に対応したマリーナ等の整備が計画されている。

### (2) ウォーターフロントの開発

本港区のウォーターフロント開発については、昭和63年度から平成元年度にかけて「鹿児島港ポートルネッサンス21計画調査」を、また、平成2年度には、本港区の景観の高質化を図るための方策を検討するため「本港区景観形成調査」を実施した。これらの調査結果等を踏まえて、県などにより順次施設整備が進められ、北ふ頭旅客

ターミナル、貨物上屋、ボードウォークなどは平成5年12月に、桜島フェリーターミナルは平成10年4月に、南ふ頭は平成14年9月に、高速船ターミナルは平成19年4月にそれぞれ供用が開始された。

水族館については、市が事業主体となって、平成3年度に基本構想を策定し、平成4年度に基本設計、平成5年度に実施設計、平成6年度から建設に着手、平成9年5月にオープンした。

一方、商業施設等については、平成3年度に県・市・商工会議所で構成する「鹿児島港ポートネッサンス21事業推進協議会」を設立して、各種調査等を行い、平成6年度末に、その後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応した開発のマスタープランとして「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」を策定した。この基本計画では、「躍動と南のロマンあふれるみなと鹿児島の創造」を開発コンセプトとして、鹿児島の自然や歴史を生かしながら、生活者や観光客が憩い、楽しめる空間づくりを目指している。この基本計画のもと、本港区A街区において事業用定期借地方式による暫定開発により商業施設を導入することとし、平成17年4月に「ドルフィンポート」がオープンした。また、平成12年3月にはNHKが進出を決定し、平成18年10月に業務を開始した。こうしたことから、当協議会は、本港区のまちづくりに一定の役割を果たし、所期の目的を達成したとして、平成25年3月に解散した。

### (3) 鹿児島港船舶旅客状況

(資料：港湾調査 年報 単位：人)

船舶乗降人員	21年		22年		23年		24年		25年	
	数量	%								
船舶乗降人員	6,487,014		6,282,079		6,253,783		6,273,297		6,257,713	

### (4) 鹿児島港輸移出入状況

(資料：港湾調査 年報 単位：トン)

	21年		22年		23年		24年		25年		
	数量	%	数量	%	数量	%	数量	%	数量	%	
内国貿易	移出	19,156,336	48.0	18,273,515	47.1	17,893,985	46.7	17,431,160	46.0	17,850,846	46.2
	移入	20,783,410	52.0	20,564,919	52.9	20,455,814	53.3	20,448,680	54.0	20,763,653	53.8
	計	39,939,746	100.0	38,838,434	100.0	38,349,799	100.0	37,879,840	100.0	38,614,499	100.0
外国貿易	輸出	21,958	1.5	7,798	0.6	0	0.0	10,847	0.7	4,660	0.4
	輸入	1,486,058	98.5	1,373,825	99.4	1,447,939	100.0	1,509,987	99.3	1,208,336	99.6
	計	1,508,016	100.0	1,381,623	100.0	1,447,939	100.0	1,520,834	100.0	1,212,996	100.0

### (5) 鹿児島港入港船舶トン数階級別表（平成25年実績）

(資料：港湾調査 年報)

区分	総トン		30,000以上		10,000		6,000		3,000		1,000		500		5		計	前年対比 (%)	平成24年実績
	隻数	トン数	30,000	以上	30,000	10,000	6,000	3,000	1,000	500	1,000	500	500	500	5	5			
外航	隻数	58	41		3		11		28		11		20		172	83.1	207		
	トン数	3,113,697	910,043		27,923		50,392		55,107		9,971		8,531		4,175,664	97.8	4,271,599		
内航	隻数	0	76		182		754		27,391		16,353		7,638		52,394	99.3	52,789		
	トン数	0	916,182		1,468,494		3,148,958		37,899,700		12,833,108		1,411,045		57,677,487	98.9	58,345,151		
計	隻数	58	117		185		765		27,419		16,364		7,658		52,566	99.2	52,996		
	トン数	3,113,697	1,826,225		1,496,417		3,199,350		37,954,807		12,843,079		1,419,576		61,853,151	98.8	62,616,750		

## 8 都市景観

### (1) 概 要

良好な景観は、国民共通の財産であり、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるように守り、創り、育てていかなければならない。

本市は、波静かな錦江湾や雄大な桜島などの自然が広がる、世界に誇れる美しい景観に恵まれている。また、それぞれの地域には、鹿児島の風土・文化に育まれ、市民が愛着と誇りを持っている身近な景観もある。

このような良好な景観が地域社会の共通の財産であることを再認識し、市民、事業者、行政が一体となって景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法に基づく景観計画及び景観条例による施策等を実施している。

### (2) 景観形成の目標

- ・個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげる。
- ・地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進する。
- ・地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図る。
- ・市民、事業者、行政が協働してみんなが誇れる景観形成を進める。

### (3) 景観計画の概要

#### ・鹿児島市景観計画

告 示 平成19年12月25日

施 行 平成20年6月1日

内 容 城山展望台から錦江湾・桜島への眺望確保、建築物等の色彩基準の導入、景観形成重点地区指定の仕組みづくりなど

#### ・八重の棚田地区景観計画

告 示 平成25年6月27日

施 行 平成25年10月1日

内 容 山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めるための基準など

#### ・磯地区景観計画

告 示 平成25年12月20日

施 行 平成26年4月1日

内 容 顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを進めるための基準など

### (4) 景観条例の概要

公 布 平成19年12月25日

施 行 平成20年6月1日

内 容 視点場の導入、景観づくり団体の要件、景観アドバイザーの導入、景観審議会の設置など

## (5) 実績

景観に関する届出等件数

(単位：件)

区分	年 度	22	23	24	25	26
景観法16条1項に基づく届出		173	174	230	166	157
景観法16条2項に基づく届出		14	11	9	5	25
景観法16条5項に基づく通知		98	92	62	60	53
合計		285	277	301	231	235

## (6) 屋外広告物許可申請件数

(単位：件)

		平成26年度
屋外広告物許可申請（新規）		256
ク（更新）		505
ク（変更）		226
ク（はり紙）		561
合 計		1,548

## (7) 屋外広告物施設設置状況

(平成27.4.1現在 単位：基)

公 共 掲 示 板	66

## 9 住居表示

本市では、昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、昭和38年から住居表示を実施している。

計画面積は、当初の計画34.4km<sup>2</sup>を昭和48年3月に38.885km<sup>2</sup>、昭和60年11月に69.301km<sup>2</sup>、平成3年2月に75.076km<sup>2</sup>、平成5年11月に84.004km<sup>2</sup>、平成17年10月に86.560km<sup>2</sup>と拡大しており、平成26年度までの進捗率は86.4%である。

平成27年度は、原良第三地区及び宇宿中間・広木地区（第4期）の実施を予定しており、今後も年次計画に基づき実施する。

年 度	面積 (km <sup>2</sup> )	進捗率 (面積%)
26 年 度 ま で	74.812	86.4
27 年 度 計 画	0.246	86.7
28 年 度 以 降	11.502	

## 10 開発許可事務

## (1) 概要

本市域内で主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更、すなわち開発行為を行う場合や、市街化調整区域内で建築物を建築する場合は、都市計画法に基づく市長の許可が必要となる。

平成14年3月18日からは、市街化調整区域内において優良田園住宅建設促進制度を導入し、運用を開始したほか、平成16年11月1日には、「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」を施行し、許可を行っている。

平成16年7月22日には、宅地造成工事規制区域の見直しを行い、宅地造成等規制法に基づく許可の範囲を拡大した。

また、平成19年10月1日には、「鹿児島市宅地開発に関する条例」を施行し、宅地開発許可制度の適正な運用と透明性の確保を図るとともに、合併前の5町地域に宅地造成工事規制区域を拡大し、宅地造成等規制法に基づく許可を行っている。

平成18年5月31日の都市計画法の改正（平成19年11月30日施行）により、市街化調整区域内での大規模開発ができなくなり、それまで開発許可や建築許可が不要であった社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等の公共公益施設についても許可が必要となつた。

## (2) 実績

開発許可等件数 ※変更許可是含まない

(単位：件)

区分	年度	22	23	24	25	26
		53	43	64	73	77
都市計画法第29条開発許可	202	214	195	225	192	
宅地造成等規制法第8条許可	19	26	16	28	17	

## 11 市街地再開発

本市の市街地再開発は、昭和37年に柿本寺、御着屋、天神馬場、納屋の4地区が、昭和43年に中町地区が「防災建築街区造成法」（昭和36年6月施行）に基づく防災建築街区として指定され、中町、天神馬場を除く各街区に防災建築物（延べ建築面積14,860m<sup>2</sup>、総事業費623,983千円）が建築されたことに始まる。

その後、同法に代わり昭和44年6月に「都市再開発法」が施行され、以後この法に基づいて事業が行われることになった。

このような中、昭和46年度に納屋中町地区において現況調査を実施、翌年度には市街地再開発事業の準備組合が結成されたが、経済状況等の変化を理由に事業化の中止に至った。

その後、都心一点集中型の都市構造を改善し、市全体として調和のとれたまちづくりを進めるため、市街地再開発事業による都市機能の適正な配置と高次化を図り、ゆとりと潤いのある都市空間の創出、個性や文化性を備えた安全性の高いまちの形成を目指している。

### (鹿児島中央駅地区)

鹿児島中央駅（旧西鹿児島駅）地区の活性化を図るとともに、新たにぎわいとゆとりのある都市空間を創造するため、昭和60年3月「西鹿児島駅地区総合整備構想」を策定した。西鹿児島駅東口地区（12.3ha）においては、昭和58年度に市街地再開発事業基本計画を策定し、当地区内の中央町10番街区では、昭和61年1月に準備組合が設立され、昭和63年9月には高度利用地区、同年10月には第一種市街地再開発事業

の都市計画決定がなされ、平成元年6月には、市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成9年11月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に店舗等の施設がオープンした。（総事業費約11,777百万円）

また、10番街区に隣接する中央町6番街区の一部においては、駐車場を主体とした市街地再開発事業の気運が高まり、昭和63年12月に関係権利者による再開発協議会が設立され、平成9年12月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成10年3月には市街地再開発事業の個人施行の認可を受けた。同年7月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に供用を開始した。（総事業費約3,023百万円）

一番街を中心とする南部地区においても、平成2年4月、準備組合が設立されたが、経済状況等の大きな変化から事業の進捗が図られず、平成7年7月、準備組合は事業計画の抜本的見直しにより解散することとなった。平成8年10月には新たに「西駅南部地区リニューアル協議会」が設立され、今後のまちづくりの検討を行っている。なかでも中央町22番街区・23番街区においては、平成17年4月にそれぞれの街区で準備組合が設立され、平成18年1月には高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされた。その後、23番街区では同年10月に市街地再開発組合が設立され、平成19年9月に権利交換計画の認可を受け、平成20年7月に施設建築物工事に着手、平成22年8月に工事が完了し、同年9月に「アエールタワー」がオープンした。また、22番街区では、平成19年6月に施行区域を街区全体とするための都市計画変更が行われ、平成20年1月に市街地再開発組合が設立され、同年12月に権利交換計画の認可を受けた。平成21年4月に施設建築物工事に着手、平成22年2月に工事が完了し、同年3月に「アエールプラザ」がオープンした。（総事業費約4,830百万円）

さらに、中央町19番街区・20番街区においても、再開発の気運が高まり、平成24年7月に準備組合が設立され、事業化に向けた具体的な検討が進められている。

平成27年度は、市街地再開発事業に係る都市計画決定と、地元地権者等が行う事業計画策定に対する助成を予定している。（平成27年度予算153,228千円）

また、鹿児島中央駅周辺においては、東口地区と西口地区が連携し、まちなかにぎわいと回遊性のさらなる向上を図るため、平成23・24年度に、地元商業者等によるワークショップを開催し、まちづくりの指針となる「鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりガイドライン」を策定した。

平成25年度からは、ガイドラインに基づく具体的取組とその実行組織の構築、エリアマネジメント力の向上のため、その担い手に対し活動を支援している。（平成27年度予算830千円）

#### （天文館地区）

厚生市場を中心として、小売市場近代化事業の取組がなされていた西千石町13番街区では、平成8年度に市による推進計画調査を行い、平成9年12月に準備組合が設立

された。その後、平成12年3月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成13年1月には市街地再開発組合の設立の認可を受け、平成14年4月に施設建築物工事に着手、平成15年8月に工事が完了し、同年9月に店舗、住宅等の施設がオープンした。(総事業費約4,338百万円)

#### (鹿児島本港背後地区、鹿児島駅周辺地区)

鹿児島本港背後地区では、本港区再開発と一体となって、海や港を生かしたまちづくりを進めるため、昭和61年5月「鹿児島本港背後地区総合整備構想」を策定した。

昭和62年には、当地区活性化のさきがけの事業として、農協連跡地の再開発を民間活力を導入して実施するための提案協議を行い、昭和63年12月に鹿児島アーバンポート21の建設工事に着手した。平成2年7月に住宅館が完成し、入居開始、同年10月には市場館が、平成5年4月にはグルメ・スポーツ・ホテル館がそれぞれオープンした。

さらに、再開発の気運が高まった小川町21番街区においては、平成元年8月に準備組合が設立された。平成4年4月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、同年10月には市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成6年8月に施設建築物工事に着手、平成8年1月に工事が完了し、同年2月に店舗、住宅等の施設がオープンした。(総事業費約3,726百万円)

鹿児島駅周辺地区では、陸の玄関としての旅客駅の中心機能が鹿児島中央駅に移り、また、市街地も南へ進展するなど、地域活力の低下が見られる。そこで、駅周辺に広がる旧国鉄用地を活用するなかで、ゆとりと潤いのある都市環境を整備するとともに、隣接する鹿児島港本港区とも関連付けた交通結節機能を充実させ、本市の新たな都市拠点の形成を図ることとしている。

平成15年度に、地区のまちづくりに活用するため、大規模空閑地となっていた旧国鉄用地(約3ha)を取得し、その後、基盤整備の事業化に向けて具体的な調査検討を進めていた。しかし、平成21年2月に県から「連続立体交差事業と土地区画整理事業の両事業の実現は現状では困難」との見解が示されたことから、連続立体交差事業を前提としない「鹿児島駅周辺整備の方針」を作成した。

駅周辺整備について、これまで、関係機関等との協議を重ねるとともに、旧国鉄用地である浜町1番5を先行して活用するため、平成23年度は、導入機能やゾーニングなど土地利用の一定の方向性を示した「鹿児島駅周辺土地利用の基本的な考え方」を取りまとめ、平成24年度は、基本的な考え方を基に、土地利用のより具体的で、実現性を持った方針となる「鹿児島駅周辺土地利用基本計画」を策定した。また、平成25年度は、各ゾーンに整備する施設の規模、配置等の検討等を行い、「鹿児島駅周辺土地利用施設基本計画」を策定し、平成26年度は、基本設計・実施設計等を行うとともに、施設の活用推進を図るために、地域住民等によるワークショップを開催した。

平成27年度は、駅周辺整備に係る都市計画決定に向けた取組や東側駅前広場等の基本設計及び関係機関との協議などをを行うとともに、浜町1番5の整備工事に着手し、

平成26年度に引き続き開催するワークショップなどの意見を踏まえ、施設の活用推進方策や運用ルールなどを盛り込んだ「施設活用推進計画（仮称）」を策定することとしている。

また、鹿児島駅周辺が面的広がりのある都市拠点となるには、周辺に隣接する磯・多賀山、上町、本港区などがある豊富な歴史・文化等の資源と都市機能が融合し、総合的な魅力を發揮していくことが求められることから、平成19年度に地域資源の有効活用と地域活性化をめざし、地域住民等によるワークショップを立ち上げ、平成21年度には住民と行政等との共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を策定した。平成22年度からは、ガイドラインを基にした地域住民主体のまちづくり活動への支援を行っている。（平成27年度予算1,121,308千円）

## 12 本市施行の土地区画整理事業（土地区画整理法第3条第4項による事業）

### (1) 換地処分完了地区

地区名	事業年度	施行区域の面積(m <sup>2</sup> )	総事業費(千円)	減歩率(%)	換地処分
①脇田地区	昭和35～昭和54	505,065	353,120	19.99	昭和48.3.3
②紫原地区	昭和35～昭和60	1,456,562	856,465	24.36	昭和50.8.27
③谷山塙屋地区	昭和38～平成6	193,802	121,235	21.52	平成元.7.17
④筈貫地区	昭和40～平成9	281,408	262,431	25.23	平成元.8.28
⑤武・田上地区	昭和42～平成8	637,441	6,842,100	22.51	平成3.3.15
⑥桜川地区	昭和44～平成10	638,190	4,122,408	20.06	平成4.5.11
⑦小松原地区	昭和45～平成10	425,286	2,447,809	20.78	平成4.1.27
⑧桜川第二地区	昭和58～平成13	327,303	9,782,154	38.62	平成11.2.5
⑨谷山第一地区	昭和53～平成15	1,278,010	28,244,882	19.17	平成12.6.6
⑩原良第一地区	昭和63～平成19	368,724	22,394,527	20.05	平成15.2.21
⑪原良第二地区	平成7～平成29	203,780	21,036,000	(18.46) 21.73 (17.82)	平成25.2.26

（ ）内は減価補償金による公共用地取得後の減歩率

### (2) 事業施行中の地区

#### ① 宇宿中間地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、市街地の発展と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路宇宿広木線（幅員16～20m）ほか5路線を含めた公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能を十分発揮できるような土地利用を図るために、土地区画整理事業を行っている。

また、関連事業として都市基盤河川改修事業による脇田川改修事業用地815m<sup>2</sup>（48,207千円）及び小宅地対策事業による5,243m<sup>2</sup>（347,431千円）の用地先行取得を行った。

平成元年12月25日に区域について都市計画決定を行い、平成3年3月25日に事業計画を決定した。平成25年2月8日には第5回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 46,066,000千円

内訳	国庫補助金	9,932,129千円	総面積	818,277m <sup>2</sup>
	市町村負担金	11,310,544千円	事業年度	
	保留地処分金	1,664,400千円	平成2年度～平成32年度	
	河川管理者橋梁負担金	1,103,031千円	※清算期間5年を含む。	
	公共施設管理者負担金	3,682,340千円	(工事概成 平成24年度)	
	地方特定道路	10,067,000千円	(換地処分 平成27年度予定)	
	市単独費	8,306,556千円		

土地の種目別対照表

(平成25年2月8日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	
公 共 用 地	國 有 地	道 路	57,305.21	7.01	74,627.81	9.12	
		河 川	48,440.49	5.92	67,455.32	8.24	
		水 路	13,601.24	1.66	3,078.55	0.38	
		計	119,346.94	14.59	145,161.68	17.74	
	地 方 公 共 基 本 團 體	道 路	33,157.56	4.05	158,126.22	19.32	
宅 地	民 有 地	公 園	112.00	0.01	24,758.48	3.03	
		河 川	1,053.45	0.13	—	—	
		計	34,323.01	4.19	182,884.70	22.35	
		合 計	153,669.95	18.78	328,046.38	40.09	
		田 畠	290,145.16	35.46	—	—	
	有 公 衆 水 墓 用 池	宅 山 原 雜 公 水 墓 用 池	36,209.71	4.43	—	—	
		地 林	253,564.68	30.99	477,990.84	58.42	
		野 地	15,811.58	1.93	—	—	
		種 地	46,789.57	5.72	—	—	
		道 路	10,898.54	1.33	—	—	
	地	公 衆 用 道 用 地	4,131.60	0.50	—	—	
		地 地	199.00	0.02	199.00	0.02	
		水 路	641.00	0.08	641.00	0.08	
		惡 水	34.00	0.01	—	—	
		沼	1,510.00	0.18	—	—	
計			659,934.84	80.65	478,830.84	58.52	
保 留 地			—	—	11,400.00	1.39	
測 量 增 減			4,672.43	0.57	—	—	
總 計			818,277.22	100.00	818,277.22	100.00	

## ② 吉野地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、市街地の発展と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路館之馬場通線（幅員25m）ほか8路線と区画道路など公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能が発揮できる

ような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

昭和62年2月4日に区域について都市計画決定を行い、平成4年10月28日に事業計画を決定した。平成26年10月10日には第5回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 60,114,000千円

内 訳	国庫補助金	19,956,644千円	総面積	1,141,412m <sup>2</sup>
	市町村分担金	20,534,216千円	事業年度	
	効果促進事業	558,900千円	平成4年度～平成30年度	
	地方特定道路	9,311,700千円	※清算期間含まず。	
	市単独費	9,752,540千円	(工事概成 平成29年度予定) (換地処分 平成30年度予定)	

土地の種目別対照表

(平成26年10月10日事業計画変更)

		種 目	施 行 前		施 行 後	
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)
公 共 用 地	国有地	道 路	1,108.61	0.10	1,108.61	0.10
	地 方 所 有 地	道 路	107,103.49	9.38	275,612.95	24.14
	公 共 有 地 団 体	公 園	—	—	34,809.19	3.05
	水	路	1,485.30	0.13	—	—
		計	108,588.79	9.51	310,422.14	27.19
合 計			109,697.40	9.61	311,530.75	27.29
宅 地	民 有 地	畠	482,010.09	42.23	—	—
		宅 地	437,979.37	38.37	823,530.83	72.15
		山 林	507.00	0.05	—	—
		原 野	6,617.51	0.58	—	—
		墓 地	655.74	0.06	648.38	0.06
	公 地	水 道 用 地	3,475.00	0.30	—	—
		公 衆 用 道 路	16,250.10	1.42	—	—
		雜 種 地	49,444.44	4.33	—	—
		計	996,939.25	87.34	824,179.21	72.21
	国有地	普 通 財 産	7,088.52	0.62	5,702.00	0.50
合 計			1,004,027.77	87.96	829,881.21	72.71
測	量	増 減	27,686.79	2.43	—	—
總 計			1,141,411.96	100.00	1,141,411.96	100.00

### ③ 谷山第二地区土地区画整理事業

本地区は、隣接する谷山第一地区土地区画整理事業の完了に伴う人口の増加や交通量の増大にもかかわらず都市基盤の整備が遅れ、生活環境の改善が望まれている地域であることから、居住環境の良好な住宅地を創出し、当該地区的秩序ある発展に寄与

するため、土地区画整理事業を行っている。御所下和田名線や惣福森山線等の都市計画道路、木之下川を含む河川及び公園等の公共施設の整備を行うこととしている。

平成8年3月29日に区域について都市計画決定を行い、平成9年8月19日に事業計画を決定した。平成24年10月23日には第4回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 32,300,000千円

内 訳	国庫補助金	8,149,460千円	総面積	728,700m <sup>2</sup>
	市町村負担金	8,683,260千円	事業年度	
	保留地処分金	1,807,338千円	平成9年度～平成28年度	
	公共施設管理者負担金	1,807,500千円	※清算期間含まず。	
	河川管理者橋梁負担金	80,229千円	(工事概成 平成26年度予定)	
	地方特定道路	7,853,000千円	(換地処分 平成28年度予定)	
	市単独費	3,919,213千円		

土地の種目別対照表 (平成24年10月23日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後			
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)		
公 共 地	国 有 地	道 河 水	路 川 路	31,143.02	4.28	29,554.05	4.06	
		計		4,537.00	0.62	6,707.23	0.92	
	地 方 公 共 所 有 地 団 体	道 公 水	路 園 路	9,219.14	1.26	8,621.09	1.18	
		計		44,899.16	6.16	44,882.37	6.16	
公 共 用 地	地 方 公 共 所 有 地 团 体	道 公 水	路 園 路	23,284.94	3.19	130,277.93	17.87	
		計		741.28	0.10	22,051.08	3.03	
		道 公 水	路 園 路	698.58	0.10	—	—	
		計		24,724.80	3.39	152,329.01	20.90	
合 計			69,623.96	9.55	197,211.38	27.06		
宅 地	民 有 地	田 畜	地	115,819.06	15.90			
		宅 山 原	林 野	4,926.12	0.68			
		公 衆	道 路	241,169.37	33.08			
		雜 鐵	種 地	2,881.30	0.40			
		道 用	地	14.00	0.01			
		計		4,464.76	0.61	519,268.91	71.26	
		國 県 市	有 有 有	3,808.47	0.52			
		計		273.55	0.04			
		合 計		373,356.63	51.24			
	公 有 地	國 県 市	有 有 有	506.00	0.07			
		計		243,546.26	33.42			
保 留 地				39,715.01	5.45			
測 量 増 減				283,767.27	38.94			
總 計			657,123.90	90.18	519,268.91	71.26		
保 留 地			—	—	12,220.00	1.68		
測 量 増 減			1,952.43	0.27	—	—		
總 計			728,700.29	100.00	728,700.29	100.00		

#### ④ 原良第三地区土地区画整理事業

本地区は、第二種中高層住居専用地域及び準住居地域に指定されており、都市計画道路原良山手線（幅員15m）ほか4路線を含む道路、公園その他の公共施設の整備改善を行い、市街地の住宅地として安全で良好な都市環境を創出するため、土地区画整理事業を行っている。

昭和37年2月28日に区域について都市計画決定を行い、平成12年3月24日に事業計画を決定した。平成26年8月19日には第4回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 19,218,000千円

内 訳	国庫補助金	6,218,026千円	総面積	155,801m <sup>2</sup>
	市町村負担金	6,336,395千円	事業年度	
	公共施設管理者負担金	1,015,000千円	平成11年度～平成33年度	
	市単独費	3,275,629千円	※清算期間 5年を含む。	
	地方特定道路	2,372,950千円	(工事概成 平成25年度) (換地処分 平成28年度予定)	

土地の種目別対照表

(平成26年8月19日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	
公 共 用 地	国 有 地	道 水 路 路 計	-	-	-	-	
			3,133.46	2.01	1,655.09	1.06	
	地方 公 共 有 團 體	道 公 河 園 川 計	13,226.62	8.49	39,368.73	25.27	
宅 地	民 有 地	田 畠 宅 公 衆 用 道 路 雜 種 地 地 計	128,849.28	82.70	4,800.05	3.08	
			581.32	0.37	-	-	
			1,183.00	0.76	44,168.78	28.35	
		合 計	16,360.08	10.50	45,823.87	29.41	
			132,921.60	85.31	109,976.75	70.59	
保 測 地	公 有 地	國 縣 市 有 地 地 計	436.35	0.28			
			-	-			
			6,022.12	3.87			
保 測 地		合 計	6,458.47	4.15			
			139,380.07	89.46	109,976.75	70.59	
留 地			-	-	-	-	
量 増 減			60.47	0.04	-	-	
總 計			155,800.62	100.00	155,800.62	100.00	

## ⑤ 郡山中央土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、居住環境と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路松尾城線（幅員17m）ほか4路線を含めた公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能を十分発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

また、土地区画整理事業と併行して、地区内を流れる二級河川甲突川及び油須木川の河川改修を行い、水害等の災害に強いまちづくりを行うこととしている。

平成7年4月3日に区域について都市計画決定を行い、平成8年3月29日に事業計画を決定した。平成26年5月28日には、第5回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 15,089,000千円

内 訳	国庫補助金	3,731,272千円	総面積	462,459m <sup>2</sup>
	市町村負担金	3,215,288千円	事業年度	
	公共施設管理者負担金	2,727,768千円	平成7年度～平成31年度	
	市単独費	3,540,672千円	※清算期間含まず。	
	地方特定道路	1,145,000千円	(工事概成 平成29年度予定)	
	保留地処分金	729,000千円	(換地処分 平成31年度予定)	

土地の種目別対照表

(平成26年5月28日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	
公 共 用 地	国 有 地	道 河 水	路 川 路	26,799.18	5.80	22,426.87	4.85
			計	23,734.11	5.13	34,708.35	7.51
				6,765.40	1.46	264.98	0.06
	地 方 所 公 共 團 體	道 公 河	路 園 川	57,298.69	12.39	57,400.20	12.42
宅 地	民 有 地		計	22,541.06	4.87	86,860.23	18.78
				—	—	22,310.34	4.83
			合 計	22,541.06	4.87	109,170.57	23.61
	公 有 地	田 畑	地	79,839.75	17.26	166,570.77	36.03
		宅 公 衆	用 道 路	148,387.41	32.09	277,188.47	59.93
		公 雜	種 地	15,222.00	3.29		
			計	117,734.99	25.46		
				1,010.44	0.22		
	保 測	国 總 市	有 有 有	29,476.21	6.37		
			地 地 地	311,831.05	67.43		
			計	1,987.99	0.43		
				656.90	0.14		
	留 量 増 減			68,143.55	14.74		
				70,788.44	15.31		
		合 計		382,619.49	82.74		
總	留 地			—	—	18,700.00	4.04
	量 増 減			—	—	—	—
	總 計			462,459.24	100.00	462,459.24	100.00

## ⑥ 谷山駅周辺地区土地区画整理事業

本地区は、旧谷山市域の中心地としての役割を担ってきた地区であり、鹿児島市の副都心核となる地区である。しかしながら、周辺新市街地が発展する反面、本地区では道路、駅前広場等のインフラが未整備であり、国道225号沿いや市道春日線沿いにおける活力が低下している状況にある。

本事業は、JR指宿枕崎線の鉄道高架化事業と併せて幹線道路、駅前広場、公園の整備と密集住宅地における生活環境の改善等の一体的なまちづくりを行い、副都心核として魅力ある都市空間の形成や都市機能の集積を図ることを目的としている。

平成18年7月7日に区域について都市計画決定を行い、平成20年3月21日に事業計画を決定した。平成26年5月26日には、第1回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 24,373,000千円

内訳	国庫補助金	8,694,250千円	総面積	153,413m <sup>2</sup>
	市町村負担金	8,685,750千円	事業年度	
	地方特定道路	12,400千円	平成19年度～平成31年度	
	市単独費	6,978,700千円	※清算期間含まず。	
	鉄道負担金	1,900千円	(工事概成 平成29年度予定) (換地処分 平成31年度予定)	

土地の種目別対照表

(平成26年5月26日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割 合 (%)	
公 共 用 地	國 有 地	道 河 水	路 川 路	2,168.25	1.41	6,893.14	4.49
			計	1,383.32	0.90	2,553.39	1.66
				367.50	0.24	56.53	0.04
	地 方 所 公 共 其 有 團 體	道 公 河 水	路 園 川 路	3,919.07	2.55	9,503.06	6.19
			計	15,848.79	10.33	50,579.57	32.97
				—	—	4,670.18	3.04
宅 地	民 有 地	田 畠 宅 山 原 公 雜 鐵	地 林 野 路 道 地 地	1,497.60	0.98	—	—
			計	400.72	0.26	—	—
				17,747.11	11.57	55,249.75	36.01
			合 計	21,666.18	14.12	64,752.81	42.20
	公 有 地	市 縣 開 發 公 社	地 地 地 社	1,448.91 7,519.82 98,846.45 184.00 — 865.49 357.77 12,659.79 121,882.23	0.95 4.90 64.43 0.12 — 0.57 0.23 8.25 79.45	88,660.24	57.80
			計	1,873.30 2,860.00 3,002.88 7,736.18	1.22 1.86 1.96 5.04		
			合 計	129,618.41	84.49	88,660.24	57.80
保 測	留 地			—	—	—	—
	量	增 減		2,128.46	1.39	—	—
	總	計		153,413.05	100.00	153,413.05	100.00

## ⑦ 谷山第三地区土地地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備なまま市街化が進み、居住環境の悪化や救急活動及び防災面の問題、また、県道小山田谷山線の朝夕の交通渋滞、歩行者の安全確保等多くの課題が生じている。

このため、惣福御所下線や向川原惣福線等の都市計画道路や区画道路、公園、水路等の公共施設を整備し、居住環境の良好な住宅地としての土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

平成20年9月26日に区域について都市計画決定を行い、平成23年10月14日に事業計画を決定した。

総事業費 24,800,000千円

内訳	国庫補助金	9,738,500千円	総面積	348,818m <sup>2</sup>
	市町村負担金	9,738,500千円	事業年度	
	保留地処分金	415,500千円	平成23年度～平成39年度	
	地方特定道路	1,312,000千円	※清算期間含まず。	
	市単独費	3,595,500千円	(工事概成 平成37年度予定) (換地処分 平成39年度予定)	

土地の種目別対照表

(平成23年10月14日事業計画決定)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	地 積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	
公 共 用 地	國 有 地	道 河 公	路 川 園	— 6,488.72 — 6,488.72	— 1.86 — 1.86	— 6,488.72 — 6,488.72	— 1.86 — 1.86
		計					
	地 方 所 公 共 團 體	道 公 綠 水	路 園 地 路	31,864.87 172.00 — 4,097.23 36,134.10	9.14 0.05 — 1.17 10.36	85,743.10 10,465.30 — 6,570.36 102,778.76	24.58 3.00 — 1.88 29.46
		計		42,622.82	12.22	109,267.48	31.32
宅 地	民 有 地	田 畠	地	11,785.84 35,789.11 228,692.59 91.00 384.00 10,429.83 4,593.04 404.00 292,169.41	3.38 10.26 65.56 0.03 0.11 2.99 1.32 0.12 83.77	235,800.84 67.60	
		宅 山 原 雜 公 基	地 林 野 地 路 地				
		衆 用	道				
		計					
		市 縣 国	有 有 有 地	279.00 248.80 2,638.00 3,165.80	0.08 0.07 0.75 0.90		
		合 計		295,335.21	84.67		
		保 測	留 量 增 減	— 10,860.29	— 3.11	3,750.00 —	
		總 計		348,818.32	100.00	348,818.32 100.00	

### 13 清算（特別会計）

清算事務は、整理前後の土地を評価し、整理前の権利価格と整理後の換地評価額との差額を金銭により清算して事業の収束を図るものである。

本市の旧市街地全域に及んだ復興土地区画整理事業については、昭和33年度に清算特別会計を設定し、事務に着手した。その後、同特別会計に脇田、紫原、谷山塩屋、 笹貫、武・田上、小松原、桜川、桜川第二、谷山第一、原良第一及び原良第二地区を加え、清算事務を行っている。

#### ○ 徴収・交付実績

清算事務計画面積 1,675.42 (ha)

清算事務実施面積 1,675.42 (ha)

(単位：千円、%)

地区	面積 (ha)	平成26年度までの徴収金			平成27 年度徴 収見込	平成26年度までの交付金			平成27 年度交 付見込
		総額	実績	徴収率 (%)		総額	実績	交付率 (%)	
復興地区	1,043.86	1,329,710	1,329,710	100.0	-	1,236,120	1,236,120	100.0	-
脇田	50.51	45,386	45,386	100.0	-	40,579	40,579	100.0	-
紫原	145.66	59,521	59,521	100.0	-	57,921	57,921	100.0	-
谷山塩屋	19.38	15,084	15,084	100.0	-	55,892	55,892	100.0	-
笹貫	28.14	24,439	24,439	100.0	-	87,290	87,290	100.0	-
武・田上	63.74	132,110	132,110	100.0	-	130,121	130,121	100.0	-
小松原	42.53	47,707	47,707	100.0	-	47,519	47,519	100.0	-
桜川	63.82	65,962	65,962	100.0	-	65,689	65,689	100.0	-
桜川第二	32.73	8,526	8,526	100.0	-	8,525	8,525	100.0	-
谷山第一	127.80	85,633	85,633	100.0	-	85,622	85,622	100.0	-
原良第一	36.87	121,306	121,306	100.0	-	121,114	121,114	100.0	-
原良第二	20.38	43,592	43,573	99.9	19	43,591	43,574	99.9	17
計	1,675.42	1,978,976	1,978,957	99.9	19	1,979,983	1,979,966	99.9	17

### 14 連続立体交差事業

#### (1) 谷山地区連続立体交差事業

谷山地区では、地区内を南北に走るJR指宿枕崎線により市街地が分断されており、地域の一体的なまちづくりが困難な状況にある。特に、東西を結ぶ幹線道路など交通ネットワークを形成する上で、鉄道との平面交差が大きな障害となっており、踏切による事故や交通渋滞など、都市活動やバランスのとれた都市の発展が阻害されている。

そこで、谷山地区のまちづくりと併せ、JR指宿枕崎線の谷山駅付近から慈眼寺駅付近までの約2.7kmの区間を連続して高架化することにより、当区間の踏切を除去し、東西の地域分断の解消と都市生活の安全性・快適性の向上など、都市環境の改善を図ることとしている。

平成18年7月7日に都市計画の決定、平成19年12月25日に事業計画を決定し、平成

22年3月6日に仮線一次切替、平成25年6月8日に仮線二次切替を行い、計画区間の全てにおいて高架本体工事に着手した。平成27年3月31日には、事業計画の変更を行った。

- ・都市計画事業の種類 鹿児島都市計画 都市高速鉄道事業
- ・都市計画事業の名称 1号 九州旅客鉄道株式会社 指宿枕崎線
- ・事業区間 工事区間：3,140m、高架化区間：2,725m
- ・事業認可期間 平成19年12月25日～平成30年3月31日
- ・総事業費 概算19,500,000千円
- ・除却踏切 15カ所（諫訪・試験場・伊作街道踏切など）
- ・幹線道路 5路線（御所下和田名線、惣福森山線など）
- ・施工方式 仮線方式（永田川橋梁部は別線方式）

## 15 建築確認事務

### (1) 経緯

昭和25年5月に制定された建築基準法は、その後の社会情勢の変化、建築技術の進歩等により実情にそぐわない点が生じてきたことなどから、昭和45年6月に同法の一部が改正された。これを受け、本市でも昭和46年3月25日付けで建築指導課を設置し、特定行政庁として、それまで県が行っていた建築確認事務等を行うこととなった。

その後、平成10年6月12日の同法の一部改正（平成11年5月1日施行）により、それまで特定行政庁の建築主事が行ってきた確認・検査業務が、新たに国土交通大臣又は都道府県知事が指定した民間機関（指定確認検査機関）でも行えるようになった。

平成18年6月21日の同法の一部改正（平成19年6月20日施行）では、一定規模以上の建築物について都道府県知事又は都道府県知事が指定する構造計算適合性判定機関による構造計算審査や、3階建以上の共同住宅についての中間検査が義務付けられることとなった。

なお、本市では同法で定められているもの以外に、不特定多数の者が利用する施設の安全を確保するため、3階建以上でかつ延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える劇場・病院・福祉施設・学校等についても、条例により中間検査の対象としている。

### (2) 実績

#### ① 建築許可・確認申請等

（単位：件）

区分	年度	22	23	24	25	26
許可等申請 (うち仮使用承認申請)		130 (4)	119 (14)	107 (12)	166 (14)	130 (12)
建築物等確認申請 (うち計画通知)		1,277 (129)	1,343 (91)	1,561 (111)	1,663 (136)	1,513 (152)
合計		1,407	1,462	1,668	1,829	1,643

## ② 違反建築物取扱件数及び是正件数

建築パトロールにより違反工事の早期発見に努め、現場指導を実施するとともに、違反建築物防止週間に、市民へのPRを行っている。建築工事に対する一般市民の関心は高く、相談、通報等による現場調査が多くなっている。

(平成26年度 単位：件)

違反の内容	件数	処分又は是正完了	未了
建築基準法第6条違反(確認申請手続)	7	7	0
建築基準法第27条違反(防火構造・耐火構造等)	1	1	0
建築基準法第20条違反(構造耐力上の規定)	0	0	0
建築基準法第48条違反(用途地域内の建築制限)	0	0	0
建築基準法第52条違反(容積率制限)	0	0	0
建築基準法第85条違反(仮設許可) 第5項違反	0	0	0
建築基準法第89条違反(確認表示板未掲示)	11	11	0
合計	19	19	0

## 16 住 宅

本市の住宅状況は、平成25年10月1日現在の住宅土地統計調査によると、下表のとおり住宅総数が世帯数(268,140世帯)を上回っており、戸数面では充足している。

住宅数 (単位：戸)

総数	居住世帯あり	居住世帯なし			
		空き家	建築中	一時現在者のみ	計
312,200	267,190	43,320	210	1,480	45,010

※標本調査による推計値であるため、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数とは一致しない。

### (1) 市営住宅等

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために、低額所得者等に対して賃貸する住宅である。

本市では、良質な住宅ストックの形成を図るため、耐用年数や居住水準を考慮しながら昭和57年度から建替を進めている。

また、平成15年度から既存の市営住宅の有効活用を図るために、全面的改善や個別改善を行う市営住宅ストック総合改善事業に取り組んでいる。

これら市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対策の充実を進めることを基本とし、世帯構成を考慮した住宅の供給など、少子高齢化の進行を踏まえた対応を図っている。

また、地域活性化の一助とするため、平成9年度からは、市街化調整区域の指定既存集落で、既存集落活性化住宅建設事業に、平成20年度からは、合併前の5町地域で、地域活性化住宅の建設に取り組んでいる。これらの住宅は、地域内の小学校の児

童数確保のため、主に若い世帯を入居対象としているが、入居後相当年数が経過すると、入居者に児童がいなくなることから、平成22年度からは定期借家制度（期限付入居）を導入している。

平成25年度からは、未就学児のいる子育て世帯の居住の安定確保等を図るため、子育て仕様戸や子育て支援住宅の整備を進めている。

さらに、優良な民間賃貸住宅等に対して一定の範囲で助成し、公的住宅として活用する優良賃貸住宅供給促進事業を推進している。

### ① 戸 数 (平成27. 4. 1現在)

(単位：戸)

住宅種別	平成26年度完成戸数		平成27年度建設計画戸数				平成27年度未定予管理戸数
	用 廃 止 失 滅	平成26年度 完 成	用 廃 止 失 滅	平成26年度 着 (複数年)	平成27年度 着 (单 年)	平成27年度 着 (複数年)	
公 営	80	68	60	31	8	81	10,698
特 公 賃	0	0	0	0	0	0	19
改 良	90	0	0	0	0	0	137
更 新	0	30	0	0	0	0	188
そ の 他	0	0	0	0	0	0	11
計	170	98	60	31	8	81	11,053

(注) 公営（公営住宅）…公営住宅法に基づき供給する住宅

特公賃（特定公共賃貸住宅）…特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき市が直接供給する住宅

改良（改良住宅）…住宅地区改良法に基づき供給する住宅

更新（更新住宅）…改良住宅等改善事業制度要綱に基づき供給する住宅

その他（その他住宅）…公営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及び更新住宅以外の住宅

### 入居収入基準及び住宅使用料

(平成27. 4. 1現在)

公 営 住 宅	諸控除後月収 158,000円以下 ※裁量階層は、214,000円以下
特 公 賃 住 宅	諸控除後月収 158,001円以上487,000円以下 (ただし、50歳未満の場合は104,001円以上)
改 良 住 宅	諸控除後月収 114,000円以下 ※裁量階層は、139,000円以下

住宅使用料は毎年度、入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で算出する。

=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数  
(収入により異なる。) (各住戸で異なる。)

※裁量階層：入居者が身体障害者である場合その他の公営住宅法施行令で定める者

### ② 建設実績・計画 (平成27. 4. 1現在)

(単位：千円)

区 分	平 成 26 年 度 実 繢				平成27年度計画	
	戸 数	事業費	交付金	市 費	戸 数	事業費
公 営	[59] 40	965,077	252,322	712,755	[31] 89	1,292,766
更 新	[30] 0	378,439	232,178	146,261	[0] 0	0
計	[89] 40	1,343,516	484,500	859,016	[31] 89	1,292,766

[ ] 内は25年度の着工分  
下段は26年度の着工分

[ ] 内は26年度の着工分  
下段は27年度の着工分

## (3) ストック総合改善実績・計画(平成27.4.1現在) (単位:千円)

区分	平成26年度実績				平成27年度計画	
	戸数	事業費	交付金	市費	戸数	事業費
公営	[30] 30	626,156	120,263	505,893	[30] 50	689,009
〔〕内は25年度の着工分 下段は26年度の着工分						
〔〕内は26年度の着工分 下段は27年度の着工分						
(4) 構造別現況 (平成27.4.1現在)						
種別		戸数	構造別(戸)			
公営住宅		10,719	木造	簡平	簡二	低耐
特公賃住宅			275	28	16	96
改良住宅			4	0	0	0
更新住宅			0	0	0	0
その他住宅			0	0	0	0
	計	11,074	290	28	16	96
					9,189	1,455

## (2) 市域内の住宅・団地等

## (1) 住宅(公的住宅) (平成27.4.1現在)

所管区分	賃貸戸数	分譲戸数	主な団地数	事業開始
市営住宅	11,074	0	74	昭和21年度
県営住宅	4,778	0	22	27ヶ年
県住宅供給公社	122	3,646	25	38ヶ年
合計	15,974	3,646	121	

## (2) 宅地開発 (平成27.4.1現在 5ha以上の団地)

事業区分	団地数	団地面積(ha)	計画戸数(戸)
公営	市	2	33.08
	(旧)開発事業団	8	494.71
	(旧)市住宅公社	4	274.50
	県住宅供給公社	4	199.26
	小計	18	1,001.55
民間事業者	32	734.85	21,432
組合施行区画整理事業	13	557.34	10,693
合計	63	2,293.74	64,066

## 17 建築物の維持保全

## (1) 公共建築物ストックマネジメント事業

## ・事業目的

公共施設の老朽化が進む中、既存の公共建築物について中長期的な視点に立った保全計画を作成し、計画的で効率的な維持保全を行うことにより、長寿命化と更新費用の縮減を図る。

## ・事業内容

既存公共建築物の劣化状況調査を行い、施設ごとに保全計画を作成する。また、施設情報の一元化や施設管理者等への維持保全に関する支援・助言を行う。

平成27年度は、保全計画の見直し・作成、建築物の日常点検の推進（日常点検強化月間の実施）及び保全ニュースの配信などを行う。また、環境対策との連携を図るとともに、維持管理費の縮減を図るため、インハウスエスコ（電力契約の見直しによる電気料金の縮減等）に取り組む。

- ・予算額 平成27年度 11,563千円

## 18 建築物の環境対策

### (1) 公共建築物省エネルギー推進事業

#### ・事業目的

公共建築物の省エネルギー運転支援及び環境対策技術導入に取り組み、一層の省エネルギー化を推進することにより、低炭素化を図る。

#### ・事業内容

平成21年度から24年度に実施した公共建築物環境対策調査研究事業の成果を活用し、設備機器の省エネルギー運転支援を行うとともに、ストックマネジメント事業と連携して、費用対効果を勘案しながら、新築及び改修工事に環境対策技術を積極的に取り入れる。

#### ① 公共建築物における省エネルギー 25%の取組

運転支援や環境対策技術導入により、平成22年度比で電気使用量25%削減を目指す。

平成27年度対象施設：

運転支援、環境対策技術導入検討・・・たてばば福祉館など7施設

技術導入後の効果検証・・・吉野福祉館など5施設

#### ② 公共建築物における省エネルギー 50%の取組

環境対策技術導入により、平成22年度比で電気使用量50%削減を目指す。

平成27年度対象施設：

環境対策技術導入検討・・・高齢者福祉センター伊敷（仮称）・西部親子つどいの広場（仮称）

技術導入後の効果検証・・・城西福祉館、桜島支所

#### ③ 鹿児島大学との連携

公共建築物における省エネルギーの取組に関する評価、検証を行う。

#### ④ 民間への情報提供

民間への普及を図るため、取組状況の情報提供を行う。

- ・予算額 平成27年度 2,926千円

## 19 土木

(1) 市域内道路現況 (平成27. 4. 1 現在)

種 目	実 延 長 (km)	面 積 (m <sup>2</sup> )	舗 装		未舗装延長 (km)
			延 長 (km)	延長舗装率 (%)	
国 道	101.87	2,179,680	101.87	100.00	0
県 道	285.60	5,526,644	285.60	100.00	0
内 訳	主要 地 方 道	185.89	3,670,480	185.89	100.00
	一般 地 方 道	99.71	1,856,164	99.71	100.00
市 道	2,634.01	19,532,637	2,604.05	98.86	29.96
計	3,021.48	27,238,961	2,991.52	99.01	29.96

(2) 市道

① 幅員別状況

(平成27. 4. 1 現在 単位 : km)

実延長	規 格 改 良 濟					未 改 良				
	車道19.5m 以 上	車道13.0m 以 上	車道5.5m 以 上	車道4.0m 以 上	車道4.0m 未 満	車道5.5m 以 上	車道4.5m 以 上	車道3.5m 以 上	車道3.5m 未 満	
2,634.01	9.75	40.11	733.49	928.68	406.11	11.13	14.66	75.44	414.63	

② 舗装種類別状況

(平成27. 4. 1 現在 単位 : km, %)

実延長	セメント系 舗 裝	アスファルト系舗装		延長舗装率	簡易二種 (防塵)	砂利道
		高級	簡易 (一種)			
2,634.01	96.27	110.90	2,396.88	98.86	9.50	20.46

(注) ア 市道簡易舗装二種 (防塵舗装) を含めた延長舗装率 99.2%

イ 市道路線総数 8,315

(市街地区 2,450 吉野地区 628 伊敷地区 801 田上地区 869  
東桜島地区 86 谷山地区 2,233 吉田地区 212 桜島地区 254  
喜入地区 378 郡山地区 148 松元地区 256)

③ 市道認定の条件

市道に認定する路線は、法令に定めがあるものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア 交通上重要な道路

イ 国道、県道又は市道のいずれかに連絡する道路

ウ 国道又は県道の路線変更等により本市に引き継がれる道路

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）等の法令の規定に基づき設置された道路で、法令の規定により本市に帰属されるもの

オ 国有財産で道路用地として本市が無償貸付けを受ける道路

カ 一般の通行に供している道路で、本市が無償で取得できるもの

キ 小学校区ごとに設置されたスクールゾーン委員会が指定する通学通園路又は公共施設に連絡する道路

なお、市道認定路線の構造条件等、市道路線認定の申請手続等については、別に定めている。

(3) 道路側溝の改良状況

(各年4.1現在 単位:m)

区分	年度	22	23	24	25	26
市街地区		1,189	3,493	2,946	3,939	3,459
吉野・東桜島地区		1,849	653	650	1,418	1,471
伊敷地区		5,141	2,672	2,516	2,153	1,763
田上宇宿地区		1,048	2,235	1,386	1,776	1,310
吉田地区		1,557	1,954	3,417	2,526	684
桜島地区		440	1,741	1,448	2,601	1,403
松元地区		1,847	1,472	1,105	2,612	2,221
郡山地区		1,529	1,946	1,770	1,424	1,421
谷山地区		4,478	5,342	3,503	5,170	5,694
喜入地区		1,200	994	2,148	1,972	1,454
施工延長		20,278	22,502	20,889	25,591	20,880

(4) 道路新設改良状況

(各年4.1現在 単位:m)

区分	年度	22	23	24	25	26
市街地区		3,202	1,259	1,231	2,518	1,737
吉野・東桜島地区		481	285	950	686	848
伊敷地区		1,942	1,139	1,304	1,009	1,012
田上宇宿地区		516	1,379	907	3,768	1,157
吉田地区		931	1,676	2,263	1,722	371
桜島地区		0	0	0	152	208
松元地区		581	527	464	591	492
郡山地区		645	823	988	1,610	506
谷山地区		3,874	2,991	3,019	3,608	3,551
喜入地区		980	301	1,761	1,468	1,081
施工延長		13,152	10,380	12,887	17,132	10,963

(5) 排水路(河川水路)新設改良状況(市管理河川水路)

(各年4.1現在 単位:m)

地区名	年度	22	23	24	25	26
市街地区		1,485	958	644	543	243
吉野・東桜島地区		291	135	279	60	18
伊敷地区		0	0	40	15	11
田上宇宿地区		143	61	3	447	277
谷山地区		1,281	393	802	439	565
合計		3,200	1,547	1,768	1,504	1,114

## (6) 橋梁現況

(平成27.4.1現在 単位:m)

地区別	永久橋		木橋		計	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
市街地区	132	3,582.6	0	0	132	3,582.6
吉野地区	27	319.6	0	0	27	319.6
東桜島地区	6	93.4	0	0	6	93.4
伊敷地区	81	1,223.4	0	0	81	1,223.4
田上地区	40	796.2	0	0	40	796.2
吉田地区	64	665.8	0	0	64	665.8
桜島地区	29	337.2	0	0	29	337.2
松元地区	35	838.5	0	0	35	838.5
郡山地区	49	626.6	0	0	49	626.6
谷山地区	127	2,518.0	0	0	127	2,518.0
喜入地区	95	736.4	0	0	95	736.4
合計	685	11,737.7	0	0	685	11,737.7

## (7) 国・県施行土木事業の負担金

(平成26年度)

事業区分	事業名	負担割合			市負担金(千円)
		国	県	市	
港湾関係	国直轄港湾改修事業	6.49/10	2.6325/10	0.8775/10	78,970
	県施行重要港湾改修事業	5.9/10	2.46/10	1.64/10	38,234
	県施行港湾環境	4.72/10	3.168/10	2.112/10	49,332
急傾斜地砂防関係	急傾斜地崩壊対策事業(公共大規模)	2.17487/10	6.18513/10	1.64/10	179,252
	〃(公共その他)	4.75/10	4.75/10	0.5/10	0
	〃(一般大規模)	4.5/10	4.5/10	1/10	0
	〃(一般その他)	4/10	5/10	1/10	17,980
	〃(〃)	4/10	4/10	2/10	33,420
	県単砂防事業	-	9/10	1/10	2,930
道路関係	県単道路整備事業(防塵舗装)	-	9/10	1/10	0
	〃(改良)	-	9/10	1/10	0
	県施行地方特定道路整備事業(改良)	-	9.5/10	0.5/10	24,101
	県施行街路事業(社会資本整備総合交付金)	7/10	2/10	1/10	0
	〃(地方特定道路整備事業)	-	9.5/10	0.5/10	0

## (8) 広木駅自動車駐車場

収容台数 39台（うち障害者等用 2台）

平成21年3月14日、JR広木駅前に道路の付属物として設置した自動車駐車場の供用を開始し、併せて駐車料金の徴収に関する条例を制定した。

利用時間 全日

駐車料金 6時間ごとに100円（駐車開始から30分までは無料）

平成26年度使用料収入 25,650台（うち有料駐車17,142台） 3,689,100円

## (9) 路面・水路・側溝・宅地内降灰等の清掃作業状況 (平成26年度実績)

区分	作業量	作業区分等			浚せつ土量	搬出土量
		市単独事業	補助事業	市直営工事等		
路	機械 21,637 km	14,973 km	6,664 km	0 km	—	2,663 m³
面	人 力 0 m³	0 m³	0 m³	0 m³	—	0 m³
側	溝 32 km	17 km	0 km	15 km	1,581 m³	—
公	共 下 水 道 0 km	0 km	—	—	0 m³	—
宅	地 内 降 灰 6,569 カ所	6,569 カ所	—	—	—	7,599 m³

## (10) 自転車等駐車場対策推進事業

平成8年3月に、自転車等の駐車対策に関する条例を制定し、同年10月から歩道や車道、駅前広場等の公共の場所に放置してある自転車や原動機付自転車の撤去を行っている。

鹿児島中央駅周辺においては、平成8年に自転車等駐車場を整備するとともに、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

天文館を中心とする中央地区においては、平成14年から年次的に7カ所の自転車等駐車場の設置を行い、併せてその周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

撤去した自転車等については、撤去し保管した旨を公示するとともに、所有者を調査し、返還に努めている。なお、返還する際には撤去保管料を徴収している。

公示の日から6カ月が経過し、所有権が本市に帰属した自転車については、公用車として活用するほか、市民を対象とした「リサイクル自転車フェア」に出品し、自転車等の放置の防止や、物を大切にする意識の啓発並びに資源としての有効活用を図っている。

## ① 市営自転車等駐車場

### ア 有料市営自転車等駐車場

名 称	位 置	利 用 方 法	利 用 時 間
市営鹿児島中央駅東口自転車等駐車場	中央町39番1	一時利用・定期利用	午前6時～午後12時
市営鹿児島中央駅西口自転車等駐車場	武一丁目7番3		
市営黒田踏切自転車等駐車場	西田一丁目1番33	定期利用	
市営東千石自転車等駐車場	東千石町3番44		
市営山之口自転車等駐車場	山之口町11番2		
市営二本松自転車等駐車場	山之口町3番29		
市営西千石自転車等駐車場	西千石町16番11		
市営中町自転車等駐車場	中町4番10		
市営おつきや自転車等駐車場	東千石町17番17		
市営松山通自転車等駐車場	呉服町2番6	一時利用	

### イ 無料市営自転車等駐車場

名 称	位 置
市営南鹿児島駅自転車等駐車場	南郡元町33番20
市営谷山電停自転車等駐車場	東谷山二丁目766番2
市営谷山駅自転車等駐車場	谷山中央一丁目4087番6
市営慈眼寺駅自転車等駐車場	慈眼寺町1283番3
市営坂之上駅自転車等駐車場	坂之上四丁目4719番2
市営喜入駅自転車等駐車場	喜入町7070番40
市営生見駅自転車等駐車場	喜入生見町2739番12
市営薩摩松元駅自転車等駐車場	上谷口町1049番1
市営上伊集院駅自転車等駐車場	上谷口町1655番12
市営宇宿駅自転車等駐車場	宇宿三丁目12番8
市営広木駅自転車等駐車場	田上町4792番2

## ② 駐車料金等

### ア 駐車料金

利 用 区 分	利 用 時 間	駐 車 料 金		
		自 転 車	原動機付自転車 大型自動二輪車 普通自動二輪車	
一 時 利 用	24時間(1回)	100円	150円	
定期利用	学 生	1月	1,200円	1,800円
		3月	3,240円	4,860円
	一 般	1月	1,500円	2,250円
		3月	4,050円	6,070円

## ③ 撤去した自転車等の返還について

### ア 自転車等放置禁止区域内で撤去されてから約1カ月以内の自転車等

#### (a) 返還場所 鹿児島市自転車等一時保管所

(鹿児島市南林寺町30番3 電話 226-0632)

#### (b) 返還日時 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

午後1時～午後7時

### イ ア以外の自転車等

#### (a) 返還場所 鹿児島市自転車等保管所

(鹿児島市田上八丁目28番5号 電話 282-7488)

(b) 返還日時 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日  
午後1時～午後6時

ウ 撤去保管料 ア、イいずれも 自転車 1,500円 原動機付自転車 2,000円

## ④ 自転車等の撤去・返還等及び自転車等駐車場の附置義務届出状況（平成26年度）

(単位：台)

撤 去				本 人 返 還						
放置禁止区域内		自転車等駐車場内		放置禁止区域外			自転車	原動機付 自転車	左のうち盜難届分	
自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	原動機付 自転車
1,961	11	453	13	1,218	26	1,441	31	131	1	
リ サ イ ク ル						保 管				附 置 義 務 (件)
市民への売却	バイク販売 商への売却	公用車等として活用	大学へ譲与 (留学生)	鉄くずとして処分	6か月保管中の台数	6か月保管中の台数	6か月保管中の台数	6か月保管中の台数	6か月保管中の台数	
自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	自 転 車	原動機付 自 転 車	届 出 完 了
395	28	20	56	3,909	14	993	8	0	0	2 4

## 20 高速道路

道路名	区間	延長	備考
(1) 九州縦貫自動車道鹿児島線	北九州市～鹿児島市 〔県内〕約67km	約345km	・平成7年7月27日全線開通 ・平成16年12月11日全線4車線化 (一部6車線)
(2) 南九州西回り自動車道  一般国道の自動車専用道路として整備	八代市～鹿児島市 〔県内〕 (1) 鹿児島道路(鹿児島IC～市来IC) ① 鹿児島IC～鹿児島西IC ② 鹿児島西IC～伊集院IC ③ 伊集院IC～市来IC (2) 川内道路(市来IC～薩摩川内都IC) ① 市来IC～串野IC ② 串野IC～薩摩川内都IC (3) 川内隈之城道路(薩摩川内都IC～薩摩川内水引IC) ① 薩摩川内高江IC～薩摩川内水引IC ② 薩摩川内郡IC～薩摩川内高江IC (4) 薩摩川内市～阿久根市 (5) 出水阿久根道路(阿久根市～出水市) ① 阿久根IC～阿久根北IC (6) 芦北出水道路(出水市～熊本県芦北IC)※うち(熊本県水俣IC～熊本県芦北IC)(13.3km)は平成9年2月整備計画決定	約140km 22.2km (0.9km) (10.2km) (11.1km) 13.8km (7.3km) (6.5km) 10.2km (3.5km) (6.7km) 21.0km 14.9km 4.2km 29.6km	・平成2年11月整備計画決定 ・昭和63年10月19日開通 ・平成10年3月26日開通 ・平成14年4月6日開通 ・平成3年12月整備計画決定 ・平成17年3月13日開通 ・平成19年3月3日開通 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成25年3月10日開通 ・平成27年3月7日開通 ・平成9年2月基本計画決定 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成27年3月29日開通 ・平成3年12月基本計画決定
(3) 東九州自動車道	北九州市～大分市～宮崎市～鹿児島市 〔県内〕 (1) 鹿児島IC～加治木JCT (2) 加治木JCT～隼人東IC(隼人道路) (3) 隼人東IC～国分IC (4) 国分IC～末吉財部IC (5) 末吉財部IC～曾於弥五郎IC (6) 末吉財部IC～志布志IC ① 曾於弥五郎IC～鹿屋串良JCT (7) 志布志IC～串間市	約436km 28.6km 7.3km 4.8km 22.5km 11.1km 48.0km 17.7km 19.0km	・九州縦貫自動車道と重複 ・平成4年3月25日開通 ・平成12年3月4日開通 ・平成14年3月2日開通 ・平成22年3月14日開通 ・平成16年1月整備計画変更決定 ・平成26年12月21日開通 ・平成3年12月基本計画決定

## 21 地籍調査

### (1) 概要及び効果

地籍調査は、国土調査法に基づき、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

その効果としては、土地境界を巡るトラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効利用の促進、公共事業の効率化・コスト縮減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化等が挙げられる。

### (2) 本市の進捗状況（平成27.4.1現在）

	調査対象面積	調査済面積 (他事業整備含む)	進捗率
鹿児島市	512.62km <sup>2</sup>	245.52km <sup>2</sup>	47.8%

※ 国有林野、湖沼等は調査対象面積に含まれない。

※ 他事業整備とは、国土調査法第19条第5項による指定（予定を含む。）及び法務局の登記所備付地図作成等によるものである。

〈メモ〉